

第38回議会運営委員会会議記録

- 【開催日】 平成27年6月24日(水)
 【開催場所】 第一委員会室
 【開会・散会時間】 午後0時11分～午後0時41分
 【休憩時間】 なし
 【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	石田 清 廉
委員	河 崎 平 男	委員	下 瀬 俊 夫
委員	矢 田 松 夫		

【欠席委員】 なし

【委員外議員等】

議長	尾 山 信 義	副議長	三 浦 英 統
傍聴議員	長谷川知 司	傍聴議員	吉 永 美 子

【事務局出席者】

事務局長	古 川 博 三	事務局次長	清 水 保
主査兼議事係長	田 尾 忠 久	庶務調査係長	島 津 克 則
庶務調査係主任主事	梅 野 貴 裕	議事係主任主事	原 川 寛 子

【付議事項】

1 意見書の取扱いについて

大井淳一郎委員長 皆様お忙しいところ済みません、お昼休み中に。議会運営委員会を開会いたします。先ほど全協のほうで意見書について撤回が岡山議員のほうからなされたということですが、これは議運の後に手続的に岡山議員のほうからなされたわけでございます。まず皆様に確認しておきたいことがあります。昨日の議運の議事録を早速起こしていただきまして、このようなことを確認しております。まず意見書の2番ということが丸々なくなるということ、そうしたことを前提に意見書案が差し替えて出されるということになっております。その上で、皆さんこの意見書案を明日上程ということで、考えておりますがそれを前提に話していきたいということで話をまずしております。それからその後、下瀬議員と岡山議員のやり取りがあった後、これは全会一致にならないと私が判断いたしまして、日程調整は全会一致議案としては難しいということで議員提案、岡山議員のほうが提案者として委員会付託になりますと。付託委員会は民生福祉常任委員会ということでお願いしたいと思うということでそのことも議運で確認をしております。そして最後のほうで私のほうから確認ということで、民生福祉常任委員会に付託しますのでその中でこの意見書の中身については実質審査をしていただきたいということ、そして現在お手元にあるのは1、2となっておりますけれども、2の項目を除いた形で本日付けということが、昨日ですけども今から見れば、本日付けで提案があったという扱いでさせていただくと。明日一般質問終了後に差し替えられたものが議員提案で上程されるといった発言をし、そのことを皆さんに確

認をしていただいたということでございます。それを踏まえて昨日岡山議員のほうから撤回の申し出がなされ、新たな1の項目だけを残した意見書案が提出された、それを基に今日、今朝全協でその意見書案の日程追加に関する議運決定事項を報告させていただいたということでございます。以上お話したことをお含みいただきたいんですけど、この後一般質問、矢田議員の後に議員提出意見書案を1件上程し、差し替えられた分ですね、そして説明、質疑、委員会付託といった形にしたいと考えております。以上でございますが、委員のほうで。

下瀬俊夫委員 先ほど全協でも言いましたが、撤回というのは議運が終了後にされた手続だということですよ。これは受付はそういうことでもいいんですか。

清水議会事務局次長 議案の撤回については、会議規則の第18条にございまして、会議の議題となる前は議長の許可が必要であると、それから議題となった後については議会の許可が必要であるというような規定がございます。会期中であろうがどうだろうが、結論が出る前であれば撤回は可能であります。

下瀬俊夫委員 議会運営委員会の後に手続的に撤回をされたと、手続的にですね。結局新しい議案については再提出という格好ではなかったわけですよ。前の議案についてここで削るどうのこうのというような話もあったんですが、撤回した後の新しい議案についての再提案というのはなかったんですよ。それは議会運営委員会を通過していないわけです。これは先ほどの全協でも事務局長のほうから今ルールがないというふうに言われました。議員提案の場合のルールがないというふうに言われたんですが、ルールはないことはないんですよ。本来であれば現在あるルールに基づいてやるべきだというふうに思うんですね。全くないわけではない。だから再提案という格好であれば撤回が先で撤回した後再提案するというのが筋ではないかなというふうに思ってるんですよ。手続的には逆だろうと思ってるんです。

大井淳一郎委員長 この点については岡山議員の、私たちの議運決定を受けての行為と言うことだと思います。議運の決定の中で2をのけた形で差し替えるということを確認し、皆様から了承を得ていますのでそれを受けて岡山議員のほうで撤回プラス申し入れということですので。

下瀬俊夫委員 委員会に掛けて委員会でもんでくれという話であれば2を削る必要ないじゃないですか。元のまま議題に乗せれば済む話じゃないですか。第一、会議前の議会運営委員会では手続的に全会一致の方向で調整をするが、できない場合はそのまま本会議に乗せて委員会に付託をするというのが元々の話だったんですよ。それを一度撤回という手続を取るわけだからそれが撤回という手続が後でも先でもいいんだって、そういう問題じゃないんじゃないかと思うんですよ。だから結局何が問題かという議会に調整は任されたというふうに私は思ってるわけですよ。だから当然中身について共産党会派として若干意見があるというんで、議員団長が各会派を回って意見調整しよった最中なんです

よね。それを拒否されて、結局公明党の方が1はええが、2は削ってもいいなんてこんなことを言い始めて、結局この問題が不調に終わったわけでしょ。私はこういう問題についての手続論から言っても撤回した後、議運に再上程すること自体には私は納得できません。

大井淳一郎委員長 昨日の議運の段階で2を削ってということについては皆さんその辺了承して。そのときにまだ2を削ることについて何も言ってないのであれば下瀬委員の言われることはごもつともなんですけど、2のことを削るということを確認したということですので。

下瀬俊夫委員 撤回を先にすべきじゃないですか。撤回をした上で今言ったように再上程する、再提案するというんだったら意味分かるんですよ。だけど議会運営委員会が終わった後になって撤回の手続すると。おかしいでしょ。

尾山信義議長 先ほどの全協に出てないんですけど、昨日の議運、この議会運営委員会は議会の最高決定機関でございますんで、その中で昨日の決定事項については私は自分の理解なりにしておるのは、当初今の意見書については全会一致にはならない、その前の前段の話では2の項目についてのけるような話ということでちょっと曖昧な意見だったんですけど、そのときに下瀬さんも2の項をどうかという討論がなされた。その後2の項目をのけて民生福祉委員会に諮って2の項目をのけたことで委員会で諮るということを決定をされたということは多分この委員会での決定事項だったと思うんですよ。撤回をするという部分もその中に含まれておるとい判断でやっていかなければ仕方がなかったんじゃないかなと思います。

下瀬俊夫委員 撤回の手続が議会運営委員会が終わった後からされてるということを問題にしてるんですよ。

大井淳一郎委員長 議運の決定を受けて。

下瀬俊夫委員 議運の決定は関係ないじゃないですか。一度撤回をするということを手続踏んだのが後からだということを私は問題にしているわけです。

大井淳一郎委員長 こういうの後で決定を受けて。「それはないでしょう」と呼ぶ者あり)場合によってはあり得るということ(「撤回しているわけだから」と呼ぶ者あり)ゼロからこの話をしてるんだったら分かりますけれども。

下瀬俊夫委員 議会運営委員会の中では撤回なんて話はなかったんですよ。

大井淳一郎委員長 そりゃないでしょう、撤回まだされてないんですから。のけた形で上程をされますのでそのままそう決めているのに岡山さんが撤回しないままだったら1も2も残ったまま上程される。

下瀬俊夫委員 いいじゃないですか。

大井淳一郎委員長 そりゃ議運決定に反するじゃないですか。

下瀬俊夫委員 後から撤回すること自体が手続的に間違ってる。

大井淳一郎委員長 議運決定を受けての岡山議員の判断ですから。

下瀬俊夫委員 議運決定というのは私は元々委員会に付託するんであれば、修正して提案する必要全くなかったと思うんですよ。手続的に後から撤回して委員会付託しますなんていう話は中身からいっても手続からいってもおかしいんじゃないかと言ってるわけですよ。

大井淳一郎委員長 そうであれば昨日の段階で付託ということであれば1も2も残したまま出すべきではないとか、撤回はしないのかという質疑が下瀬委員のほうからなされなければならなかったと思うんですけども、ちょっと昨日の時点ではそういったものがなかったの

で。

古川事務局長 本来でしたら先に撤回して出すのが筋かもしれませんが、先ほど来から委員長が言われておるように2番がないという前提の下、委員会で審議された。その後形式を整える形で撤回が前後なされたということで行政用語の中で撤回の治癒とかいうのがあるわけですが、今回ちょっと形が悪いんですが、議論としては2がないままでやってそれで大体昨日の議運の決定をみたということで形として後手になりましたが、ちょっと不格好ですが、撤回の治癒を図ったということで御了解願いたい、考え方として委員会ではそういうような形で審議なされたということに重要視していただけたらというふうに考えますが。

下瀬俊夫委員 さっきから言ってるように共産党議員団長が各会派を回って意見調整している最中にこういうぶざまなことをされたわけですよ。共産党が言うから駄目だという話でしょ、結局。ほかの会派から出た2番目を撤回することはええが、共産党の主張は駄目だと。こんな話をされるんであればこだわりますよ、最後まで。手続的に間違っているということですよ。だから議会運営委員会の前に撤回した上で議会運営委員会に新しい議案が諮られたというんであれば今みたいな話もそれなりに議論したとなりますが、実際の撤回が議会運営委員会の後にされているというね、手続論の問題を言っているわけです。

石田清廉副委員長 私の感じたことを述べてみます。先日の議運、その前の議運、初めて意見書が出たとき、その議運の席の中で皆さん異口同音文面的に少し理解しがたいようなややこしい、誤解を招くような文面があるということで最終的にはその日の議運では何ら決定せずに各会派でも意見をちょっとというような意見が出て、私どもは正直にその文面を持って帰って会派で検討いたしました。会派の中で同じように国保の一つの国の制度に関する意見書ですけれども、項目が2つに分かれてて非常に誤解を招きやすい部分が

あるんで一つにしたらどうかと、その上で民福のほうに付託したらというような会派ではそういう運びできてました。ですから昨日出されたことについて別に順序がどうこうという思いは私の会派では全くございません。正常な手段を踏んだと思っております。

下瀬俊夫委員 正常じゃないんですよ。1度出された議案が撤回されるというのは本来であれば議員提出議案であれ何であれ、いわゆる会期前の議運に掛からないものは乗らないんです。一度掛かった議事日程等に記載した問題で途中で撤回というのはよくあることなんです。それは再上程されないんです。一度撤回されると再上程されないんです。ただ全会一致議案であれば各議員の会派の調整によって最終本会議に副議長の提案によって全会一致制になるわけですよ。これはあり得るんです。あるいは委員会等で議員が提案をして、委員会提案というのはあり得るんです。ところが会派から出されたこういう議案については、撤回されたら途中上程ができない。これが基本的なルールだと思っておりますよ。それを今言ったように昨日の議会運営委員会では、元の議案が出されて2番目がどうのこうのという話がありました。それは私は既に撤回されてると思ったんですよ。ところが今聞いたら撤回が議運の後だということなんで手続的におかしいんじゃないかと言ってるんですよ。

矢田松夫委員 話を整理していかないといけないと思いますけど、昨日の議運の中では先ほど委員長が言ったように2番目については削除することについては皆確認したと思うんですよ。次の段階に行くんですけど、下瀬委員が言うように撤回という言葉を使うとややこしくなってきたんですよ。先ほどの委員長報告のように2番をのけた項目で民福に議案を持っていくということで昨日終わったと思うんですよ。その中で修正なり全体的な意思統一をしていくということで私はいいと思います。ただ撤回という言葉を使うとややこしくなるというふうに私は思います。撤回じゃなくて2番を削除して修正をしたと、撤回となるとその後にもう1回民福に。(発言する者あり)議運開けばよかったですよ、議案に基づいて。それをせずに今日来たんですから。

大井淳一郎委員長 確認しておきたいのは後から撤回したということは、追完ということであり得ることです。ただ下瀬委員が言われるように筋論から言えばこうしたことがあったので、2だけ残したものを新たに議運で諮ってほしいということでもありますので、2だけ残ったのが、お配りする予定だった議案がありましたよね。あれをちょっともう一度議運の中で。

下瀬俊夫委員 撤回をされた後、こういう議論されてるのかなと思ってたら、議運が終わった後、撤回をされたという話だからね、だから手続的にはおかしいんじゃないかと言ってるわけですよ。だからそれを今になってまた議運を開いてっていう話はそれは全然順番が逆ですよ。

矢田松夫委員 ですから撤回をしたというのではなくて修正をされた議案をまたここで議運でやりましょういね。

下瀬俊夫委員 削除されたら全く違う議案なんですよ。だからそれは修正にならんのですよ。それは委員会でやればいいんですよ、元のまま出してから。何の意味もないじゃないですか。上程されてないんだから。前回会期前の議運では全会一致にならんのだったらそのまま提案して委員会に付託するという話じゃなかったですか。そこまで了解取ってるじゃないですか。

石田清廉副委員長 先ほど言いましたが、前々回の議運の中で正式に意見書としてその場では結論出なかったと思うんですよ。ですから預かって次の議運までに会派でちょっと話し合ってみてくれと。(発言する者あり)

下瀬俊夫委員 違うんですよ、会期前の議運では手続論としては幾つかあったんです。今石田さんが言われたのは全会派が調整をして全会派が一致した議案であれば最終本会議に副議長提案で全会一致議案として提案すると、ところが全会一致にならんのやったら途中で提案をする、会派として提案すると、岡山さんが提案すると、それによって委員会付託になるんだっていうね、ここまで確認してるんです。

大井淳一郎委員長 下瀬さんが昨日のことが撤回既になされたものという、言い方悪いですが一種の錯誤の下でなされたということもあります。修正されたものを出そうにも撤回既になれてしまっております。ですので事務局確認ですけど、また撤回したけれども新たに2をのけた分を提出して、それを最終日上程ということは可能でしょうか。(「可能です」と呼ぶ者あり)

下瀬俊夫委員 一度撤回されると議案は全く新しく出される、再提出というか、会期中に新しい議案が出されるということになるわけですよ。これは私はこれまでのルールを破ることだと思うんです。基本的には会期前の議会運営委員会に掛けられないものは議案にならないというのがこれまでのルールだったんですよ。全会一致になり得るような問題あるいは委員会で議員が提案するような問題については、これは可能だと。だから個人や会派で提案される議案については、会期中に撤回されたらもう再上程できないというね、このルールが私は基本的に生きていますよ。

大井淳一郎委員長 下瀬さんが言われるのはごもっともなんです、それも含めて意見書についてのルールが定まっていなかったところにも落ち度があったと思います。

河崎平男委員 優しい議運というか心ある取扱いをしてきましたので、全会一致の場合はそういうことで副議長提案、それが駄目なら委員会付託ということで昨日決定しましたので、2はのけるということで議運が皆さん全会一致で決めておりますので、その辺については議会運営上それでやっていったらということをおは思います。

下瀬俊夫委員 今言ったように手続論の問題で私は完全に間違っていると思ってますから。100歩譲って河崎委員が言うように優しい議会運営委員会がどうのこうのというのであれば、

原案で行くべきだと。原案は確認しているわけですから、撤回とか何とか関係なしに原案のまま提案されて委員会に掛けられたらいいんじゃないかと。

大井淳一郎委員長 撤回が既にされておりますので、もし原案であれば。(発言する者あり)岡山議員の撤回も今後この議案は一切今回については議論しなくていいという意味での撤回ではなくて、この議運の決定を受けて一種の修正みたいな形での意思で撤回されてますので、岡山議員の撤回にも錯誤はあるんです。でするのでその辺を議運として理解していかなければならない。全く岡山さんもういいですよというわけではないですからね。

下瀬俊夫委員 今言ったように機関意思の決定として会派の意見調整をしないという意図が働くのであれば私は今言ったように最初の原案で行くべきだと。撤回を認めてそれが復活できるのであれば撤回以降の再提出はないということです。

大井淳一郎委員長 確認ですが、今撤回ということですが、事務的にはどのような形になってますか。つまり撤回が効力が発生するのはもう提出で既に撤回なんですか、それとも議長が例えば同意するとか。

古川議会事務局長 議長の許可です。

尾山信義議長 確認ですが、昨日下瀬委員は原案を撤回されてない、その状態で2を削除して委員会に掛けるということをしたと承されたと思うんですけど、それは違うんですか。(発言する者あり)そうすると岡山議員も多分そういうつもりで2をのけた分を出せばいいんだから撤回すれば済むもんだろうと逆に言えば議運の中での勘違いをしておられたというふうに思います。誤解とかしておられたと思うんで、このことについては今の優しいあれじゃないですけど、もし議長の権限でできるのであればそのまま原案を再提出をするということで、撤回はしてないという形にしてもいいんじゃないですか。

大井淳一郎委員長 議長の許可のところであるということであれば、撤回はまだ効力は生じてないということで原案について上程する。原案というのは1も2もある。それで民生に付託する。後はやってくださいということで。事務局としては議長がまだ許可はしてないと。

古川議会事務局長 そういう結論でいいと思うんですが、ここでちゃんと整理しておいてほしいんですが、やはり今回ちゃんといえは撤回そうかもしれません。しかしながら岡山さんは差し替えることで撤回の手続が終わったというふうに自分の意思の中ではあったと思います。それがちゃんとした行為に出なかったということのそごがあったと思います。下瀬委員さんも昨日の委員会の中で撤回の確認をされなかったということもやはり問題があるうかと思えます。そうした中で今河崎さんが言われたように優しい議運ということの中で私どもも議員さんのほうにちゃんと事務手続は正確を期すように助言はしていこうと思えますが、基本的には今後議員さんの意思を尊重するような形での議運なり手続を私どももしていきたいと思えますので、これだけは申し添えておきたいと思えます。

下瀬俊夫委員 私は議会意思、機関意思の決定をする場合、当然提出者は各会派の意見調整をするというのが前提だと思ってるんですよ。特定の会派の言い分は一切聞かないというのであればこれは元々機関意思の決定にはそぐわないと思うし、そうであれば最初から委員会付託しかないわけですよ。これ当然提出の権利がありますから。ただ前回の消費税のときもそうなんです、一字一句いらったらいけないという話になるととても機関意思の決定にはそぐわないというふうに一言言っておきたいと思います。

古川議会事務局長 今回の件ですけど、先ほど私も全協の場で申しましたが、今回、前回の消費税の関係の意見書と今回の国保の関係の意見書の取扱いがまず議運に入った時点で異なっておりました。ですから全協で言いましたようにこのような議員提案の意見書についてはどのような取扱いをするかというのは今後9月議会までの間に議運の中でちゃんとルール化をしていただきたい。事務局ではそういうふうを考えておりますので、よろしくお願い致します。

大井淳一郎委員長 確認です。撤回ということは効力を生じていないということで、1番も2番もある状態で上程をいたします。そしてそれを岡山さんが提案し、質疑があつて民生福祉に付託されると。後は中でもんでもらうということでございます。その旨、会派の皆さんに確認していただきたい。今の決定は全協での発言とちょっと異なりますので、それも含めて御理解を賜るように各会派で調整願いたいと思います。無会派についてはこちらから連絡するということにしたいと思います。よろしいですね。以上で議運を閉じさせていただきます。

平成27年(2015年)6月24日

議会運営委員会委員長 大井 淳一郎